

情報発信システム ガイドライン

平成 29 年 6 月 20 日
Ver. 1.7

近畿大学
総合情報システム部

目次

はじめに	1
「情報発信システム」とは.....	1
1. 目的および利用できる個人・団体.....	2
(1) 目的	2
(2) 利用できる個人・団体等.....	2
2. 利用方法について.....	2
(1) 申請方法	2
(2) 掲載できる日時.....	3
3. コンテンツとして推奨されるもの.....	3
4. コンテンツとして掲載できないもの（禁止事項）	4
①個人情報保護に反する内容のもの.....	4
②差別・誹謗中傷的な内容のもの.....	4
③公序良俗に反する内容のもの.....	4
④趣味・娯楽に偏った内容のもの.....	4
⑤社会の健全な風紀や一般的な良識に抵触する内容のもの.....	4
⑥特定の個人や団体の営利を意図した内容のもの.....	4
⑦特定の宗教・政治団体等に寄与する内容のもの.....	4
⑧他者の知的財産権を侵害する内容のもの.....	5
⑨その他、「情報発信システム」に相応しくないと判断される内容のもの.....	5
5. 責任の所在	5
(1) コンテンツの責任所在.....	5
(2) 禁止事項に関する責務.....	5

はじめに

「情報発信システム」とは

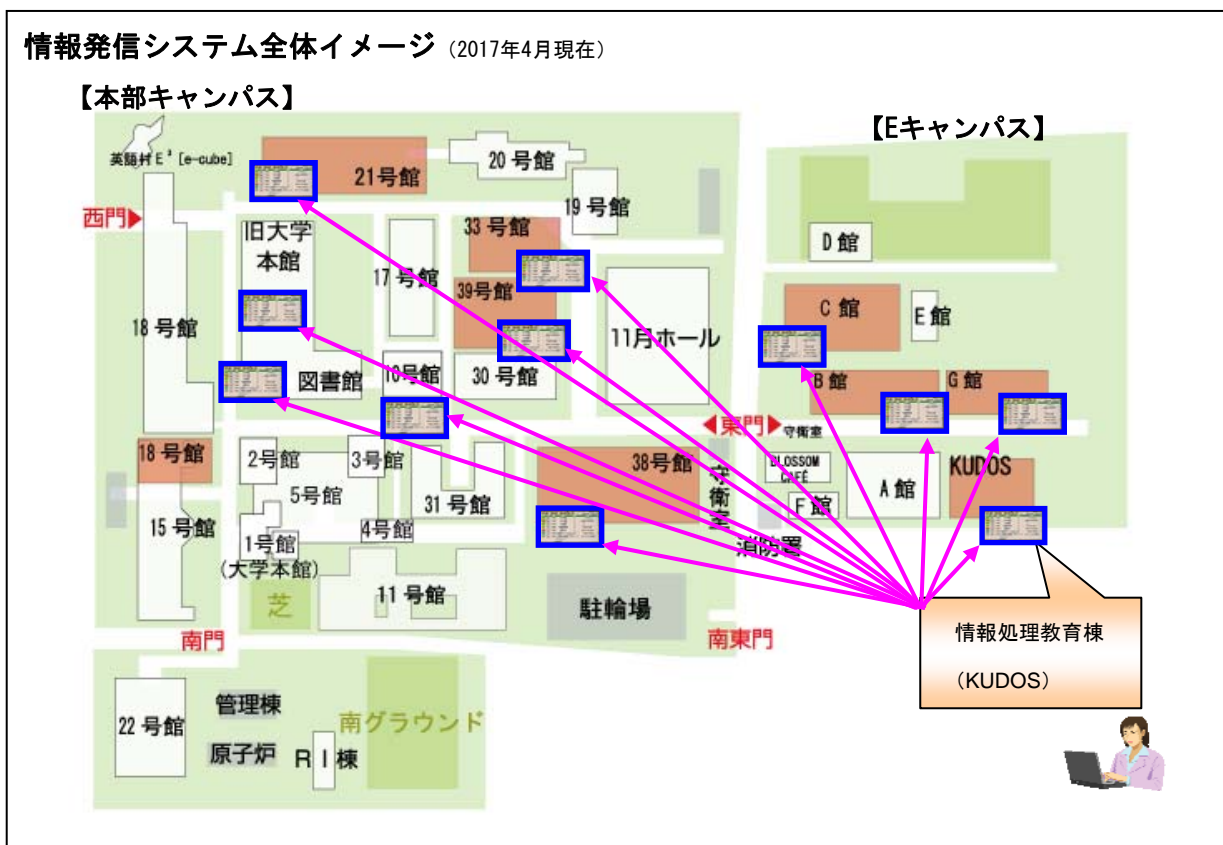
「情報発信システム」（以下、「本システム」）とは、本部キャンパスおよび本システム用にディスプレイが設置されたキャンパスに対し、ネットワークを介してデータ化されたコンテンツを配信するシステムです。本システムは、配信されるコンテンツを本学に所属する皆さん自身が作成する「参加型」の運用を前提としています。

このガイドラインは、本システムを適切に管理・運用するために必要となる諸事項について記載しています。

【情報発信システムの概要】

近畿大学の学生の皆さんが必要とする情報を発信し、学園生活の質的な向上を図ります。

- ポイント① 映像ディスプレイ → 視聴覚による学内情報の共有
- ポイント② 参加型の情報発信 → 大学からのお知らせのほか、クラブ活動などの情報も発信
- ポイント③ 多彩なメディア → 動画・静止画・Web形式などの様々なメディアのコンテンツを発信



映像ディスプレイは、複数のプラズマディスプレイで構成されています。

- ・プラズマディスプレイ (50インチ) : 各学部事務部に設置

1. 目的および利用できる個人・団体

(1) 目的

本システムは、学内外で発生する教育・研究、福利・厚生、クラブ活動などに関する諸情報を配信することにより、皆さんがそれらの情報を享受することで学園生活が質実ともに充実・向上することをその目的としています。原則として、情報発信を希望する個人・団体がコンテンツを作成し、利用申請するという「参加型」で運用されます。

(2) 利用できる個人・団体等

本学の構成員あるいは大学院・学部・学科、事務部局、本学の公認団体等で、本システムを使用して情報発信を希望する個人・団体等が利用することができます。

2. 利用方法について

(1) 申請方法

所定の申請書に必要事項を記入し、掲載するコンテンツが入ったメディアに媒体ラベルを貼り付けて学生公認団体は学生部へ、それ以外は所属の事務部局を経由して提出してください。

下記の URL から申請書がダウンロードできます。

<http://kudos.kindai.ac.jp/>

【媒体ラベル見本】

タイトル：文化祭の日程について
作成者：学友会連合会（代表 近大太郎）
データ形式：Power Point (PPS)
提出日：2008年5月10日

【留意事項】

1 コンテンツあたり、15秒以上5分以下の放映時間を目安としてください。5分以上のコンテンツの場合は、時間を調整させていただく場合があります。また、希望掲載場所・時間についてもご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 掲載できる日時

①曜日（期間）：

月曜日～土曜日

（原則として入試日/祝日/大学一斉休暇/学園祭等のイベント期間を除く）

②時間：

下記時間帯での申請が可能です。

- ・ 9:00～18:25

ただし、昼休み（12:10～13:10）の時間帯は、大学主催の行事や緊急性が高いと判断されるコンテンツを優先するため、希望の放映時間に添えない場合があります。

3. コンテンツとして推奨されるもの

①大学主催の行事等に関する情報

②履修・授業など学事全般に関する情報

③本学の教育・研究上の成果や取り組みに関する情報

④学内の施設・設備に関する情報

⑤公認団体等の活動・成果等に関する情報

⑥就職・進学に役立つ情報

⑦社会生活を営む上で有益な情報

⑧意識向上につながる啓蒙的な内容の情報

4. コンテンツとして掲載できないもの（禁止事項）

① 個人情報保護に反する内容のもの

個人情報保護に反する内容のものは掲載できません。プライバシーを侵害する情報など特に個人情報の収集については、利用目的が明示されること、また個人情報を公開する場合は本人の同意を得ることが必要です。特定の個人が判別できる映像を含む場合、事前に当人の了承を得るなど、個人の肖像権を尊重する措置が必要となります。なお、本学では個人情報保護方針を定めているので、その趣旨を十分に尊重してください。

② 差別・誹謗中傷的な内容のもの

他人を誹謗中傷したり、差別用語の使用・悪口・その他、視聴者が不愉快になるようなもの、他人の名誉を犯す表現を含むものは掲載できません。

また、差別を意図したもの、また結果として差別を助長・暗示する内容、および表現を含むものは掲載できません。

③ 公序良俗に反する内容のもの

民法第90条で禁止されている、公序良俗に反するものは掲載できません。

④ 趣味・娯楽に偏った内容のもの

趣味・娯楽に関するもので、学生公認団体等の活動範疇に収まらない内容のものは掲載できません。

⑤ 社会の健全な風紀や一般的な良識に抵触する内容のもの

必要以上の贅沢や、道徳的な気風を乱すもの、またギャンブル性のあるものについて、助長したり煽るような内容のものは掲載できません。

⑥ 特定の個人や団体の営利を意図した内容のもの

特定個人の宣伝をしたり、商取引等、商用目的の内容のものは掲載できません。

⑦ 特定の宗教・政治団体等に寄与する内容のもの

特定の宗教や政治団体等を支援あるいは糾弾するような内容のものは掲載できません。

⑧ 他者の知的財産権を侵害する内容のもの

著作権法で禁止されている、あるいは抵触するような内容のものは掲載できません。

例えば、他人が書いた文章や新聞記事などを、正当な理由なく引用したり、雑誌などからイメージキャナ等に取り込んだアニメやマンガのキャラクター、Web等で公開されている画像や写真などを無断で掲載するといった行為は、著作権法違反になります。

⑨ その他、「情報発信システム」に相応しくないと判断される内容のもの

本システムに相応しくないと判断される内容のものは掲載できません。発信する情報については、正確性および最新性が維持されている必要があります。

5. 責任の所在

(1) コンテンツの責任所在

申請されるコンテンツに収録された内容は、申請者が責任を負うことになります。

また、本システムの使用が原因でトラブルや損害が発生した場合、その責任は申請者に帰することになります。

(2) 禁止事項に関する責務

第4項の「コンテンツとして掲載できないもの（禁止事項）」を守ることができない場合は、本システムの使用を申請することはできません。

以上のことに留意し理解したうえで、本システムを有効に活用してください。

※お問合せ先：

詳細についてご不明な点は、総合情報システム部（KUDOS）までお尋ねください。